

# 国有財産を先着順で売却します！

東北財務局では、国等が利用しなくなった庁舎・宿舎跡地などの国有財産について、先着順による売却を実施しています。

## 【売却物件】

物件所在地（地番）	<b>仙台市青葉区柏木3-153-11 外2筆</b>
売却価格	<b>62,500,000 円</b>
	
	<b>本地北西側通路からの写真</b> <b>本地南西側写真</b>
区分（現況地目等）	<b>土地（宅地） 土地（公衆用道路）</b>
数量（土地）	<b>398.09 m<sup>2</sup> 44.88 m<sup>2</sup></b>
用途地域	<b>第一種住居地域</b>
建ぺい率 / 容積率	<b>60% / 200%</b>

※上記以外の売却物件については東北財務局のホームページでご確認ください。

■ **申込受付期間：令和6年12月23日（月）から令和7年3月28日（金）まで**

※土曜日・日曜日・祝日等の閉庁日を除く

■ **申込受付場所：東北財務局 管財部 統括国有財産管理官3**

**（仙台市青葉区本町3-3-1 仙台合同庁舎B棟7階）**

物件の詳細は下記まで↓↓



東北財務局 管財部 統括国有財産管理官3

〒980-8436 仙台市青葉区本町3-3-1 仙台合同庁舎B棟7階

TEL 022-224-5671

# 国有財産売払（先着順）について

先着順売払とは、売払物件（すぐに購入できる物件）を「普通財産売払申請書」提出の先着者を契約相手方として売払います。

売払物件及び物件調書等の詳細な資料については、東北財務局のホームページから確認してください。

【東北財務局ホームページURL及び二次元コード】

[https://lfb.mof.go.jp/tohoku/b6\\_baikyaku/sokukounyuu-kyuu\\_00001.html](https://lfb.mof.go.jp/tohoku/b6_baikyaku/sokukounyuu-kyuu_00001.html)



## 売払申請に必要な資格

次に掲げる方は入札に参加できません。

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当する者。
- (2) 国有財産法（昭和23年法律第73号）第16条の規定に該当する者。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及び警察当局から排除要請がある者。

## 国有財産売払（先着順）のながれ

公示日 令和6年12月12日（木）

- 物件は、現況有姿（あるがままのすがた）の引渡しです。
- 必ず売払申請者ご自身において現地及び諸規制についての調査確認を行ってください。

### 【売払申請書類の提出】

受付期間 令和6年12月23日（月）から令和7年3月28日（金）まで（必着）  
（ただし 土曜日、日曜日、祝日等の閉庁日を除く）

受付時間 午前9時から午後5時まで

本物件にかかる受付場所

東北財務局管財部 統括国有財産管理官3

〒980-8436 仙台市青葉区本町3-3-1 仙台合同庁舎B棟7階

- 「普通財産売払申請書」に次の書類を添付し、受付場所に持参又は郵送（簡易書留郵便）により申込みください。なお、郵送の場合、受付場所に書類が到達した日が受付日となります。

- ・ 個人の場合：「誓約書」、「同意書」、「住民票抄本（マイナンバーの記載のないもの）」
- ・ 法人の場合：「誓約書」、「同意書」、「現在事項全部証明書」、「役員一覧」

※「普通財産売払申請書」、「誓約書」、「同意書」、「役員一覧」の様式は、所定の様式を使用してください。様式は受付場所にて配布しているほか、東北財務局のホームページからも取得可能です。

※「住民票抄本」、「現在事項全部証明書」は、発行から3か月以内のものに限ります。

### 【資格審査・契約相手方の決定】

- 受付期間中に、最初に「普通財産売払申請書」が受理された方を契約予定相手方として決定します。  
※資格審査のため、警察当局へ情報を提供します。
- 同日に複数の方から「普通財産売払申請書」の提出があった場合は、資格審査後、別途指定する日により契約予定相手方を決定します。
- 資格審査のうえ契約相手方を決定した場合には、書面によりお知らせします。

### 【売買契約の締結】

- 契約相手方を決定した日から30日以内に売買契約を締結します。
- 契約書に貼付する収入印紙、所有権移転登記に必要な登録免許税等の諸費用は売払申請者の負担となります。

### 【売買代金の支払い】

- 契約締結時に全額支払う方法や、売買代金の10%以上の契約保証金を納付し、売買契約の日から20日以内に残額を支払う方法等があります。※3月は取扱いが異なります。

### 【所有権の移転】

- 所有権移転登記の手続きは、売買代金の全額納付を確認後、国が行います。